

毒物劇物販売業に関する手続き（那覇市）

令和3年9月1日

【毒物劇物販売業の登録申請】（各1部提出。控えが必要な場合はその分を持参）

- 1 毒物劇物販売業登録申請書
- 2 店舗見取り図（場所を表す地図）
- 3 店舗平面図（毒物劇物保管場所を明示）及び毒物劇物貯蔵設備の概要
- 4 毒物劇物取扱責任者設置届
- 5 取扱責任者の診断書（診断日より3カ月以内のもの）
- 6 取扱責任者の雇用契約書の写し（原本持参）又は使用関係証明書
- 7 毒物劇物取扱責任者（薬剤師・応用化学学課修了者・試験合格者）の資格を証明する書類
例：薬剤師免許証の写し（原本持参）、取扱者試験合格証の写し（原本持参）、卒業証明書等
- 8 （法人の場合）登記簿謄本（発行日より6か月以内のもの）
- 9 宣誓書（第5条関係及び第8条関係に該当しないことを証明するもの）
※第5条関係：開設者 第8条関係：取扱責任者
- 10 申請手数料 15,000円（現金）

※伝票販売の場合は、2～7、9（8条関係）は不要です。

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務環境グループ

TEL 098-853-7963

FAX 098-853-7965

【窓口受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

※12：00～13：00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝日はお休みです。